

火入許可申請に関する手引き

担当課係名：館山市経済観光部農水産課農政係
電話：0470（22）3396

1 この申請書は
火入許可申請 です。

2 申請できる人

森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地に火入れを行おうとする人です。

なお、火入れを行おうとする期間の開始する日の 10 日前までに申請書を 2 部提出して下さい。

また、火入れの目的は、①造林のための地ごしらえ、②開墾準備、③害虫駆除、④焼畑、⑤採草地の改良 の 5 つに限られています。

3 申請に必要なもの（添付書類）

申請書のほか、次のものが必要となります。

- (1) 火入れを行おうとする土地及びその周辺の現況並びに防火の位置を示す見取り図
- (2) 火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

4 許可の要件

火入れの目的が造林のための地ごしらえ等 5 つの目的に該当すること及び、火入れ地の周囲の状況等から判断して周囲に延焼の恐れがない場合に許可となります。

5 その他

- (1) 火入れの対象期間は 1 件につき 8 日以内とります。
- (2) 1 団地における 1 回の火入れ許可の対象面積は原則として 1 ヘクタール以下です。
- (3) 許可を受けた者は、火入れを行う前日までに火入れの場所及び日時を市役所に連絡して下さい。
- (4) 火入れが終了したとき又は火入れ許可の対象期間を経過したときは、許可証を返納して下さい。

6 申請窓口

本館 3 階 農水産課農政係